

## 保育所等利用調整基準の改正について

## 1. 利用調整基準の改正

## (1) 現状

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施に合わせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準を策定する際には、旧基準や国通知における優先利用の取り扱いを踏まえた上で、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、適宜見直しを行っている。

令和3年4月入所申込からの改正については、『市外に居住している場合 △90』の調整点数の適用外について、市内への転入予定者に加え、市内の保育所等へ復職する保育士等の加点適用者も適用外とする改正を行った。

## (2) 課題

## ①きょうだい利用

きょうだい利用に係る「調整点数」に関しては、平成27年度の制度開始当初より、きょうだいと同じ施設を利用しやすいように加点を設けている。平成30年度にも、同施設利用をさらに促進するため、加点点数の引き上げを実施した。

しかしながら、令和3年4月時点で一定の方がきょうだいで異なる施設を利用されており、送迎等でご負担をお掛けしている。

## ②同一点数時の順位表

保育所の希望者が多い場合は、点数が高い子どもが優先的に入所するが、同一点の場合は『同一点数時の順位表』により決定している。現状、その5番目の項目である『直近課税年度の利用負担額にかかる市町村民税額の低い順』で入所が決定となることが多いが、育休等の場合、取得時期により収入が変動し、税額に差が出ることになることから、実態が反映されていない場合もある。

## (3) 方針

令和4年4月入所より、上記課題に対応できるように利用調整基準を見直す。

具体的には、

- ①きょうだい同一園に入所できるように、きょうだい利用の調整点数の引き上げを行う。調整点数（加点）は、保育士の復職と同水準の高い点数とする。
- ②同一点数時の順位表については、客観的な指標として、公的に確認することができるものは『市民税額』しかないため、事務的なことを考慮してもそれを基準とするしかなく、福祉的配慮の観点からも、この項目をなくすべきではないと判断している。ただし、10項目ある同一点数時の順位表の順位について、見直しを行う。

(参考) きょうだいについて

きょうだいが利用している保育所等に転所の申込をする場合	15 (+7)
きょうだいが同時に申込をする場合	5
すでにきょうだいが保育所等を利用している場合 (転所申込を除く)	8
うちきょうだいが利用している保育所等を第一希望で申込する場合	15 (+7)

(参考) 同一点数順位

新	旧	
1	1	神戸市民である (転入予定者を除く)。
2	2	基本点数が高い順。
3	3	当該保育所等の希望順位が高いもの。
4	4	3ヶ月分以上利用料 (保育料) の滞納がないこと。
<u>5</u>	<u>6</u>	利用調整の結果、内定後に利用を辞退していないこと (平成30年10月以降の内定に限る)。
<u>6</u>	<u>7</u>	利用開始時点における、申込児童の小学生以下のきょうだいの人数が多い順。
<u>7</u>	<u>5</u>	直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低い順。 ※福祉的観点
8	8	同一点数となった全員が育児休業中の場合、当該年度内に育児休業が終了するもの。
9	9	同一点数となった全員が就労事由の場合、自宅から勤務先まで合理的な手段での通勤時間が長い順 (父母の時間を合算。ひとり親の場合は当該ひとり親の通勤時間を倍とする)。
10	10	希望施設数を多く記入している順。

(4) スケジュール

- ・ 6月～7月 「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
- ・ 7月～8月 市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
- ・ 9月 市民に対し、令和4年4月入所の案内時に周知